

## 道路台帳の図面の写しの提供について

### **道路台帳の図面の写しの提供をご希望の方は、情報公開法に基づき開示請求の手続きが必要です。**

\* 情報公開法「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)」

#### ■ 北海道開発局の情報公開窓口

〒060-8511

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 15 階南側（閲覧室）

国土交通省 北海道開発局 開発監理部 総務課 行政情報係

\* 代表 (011) 709-2311 内線 5655・5656

直通 (011) 700-5672

\* 窓口開設時間 午前：8 時 30 分～12 時 午後：1 時～5 時  
(土曜、日曜、祝祭日及び年末年始はお休みです。)

#### ○ 開示請求できる人は？

行政文書の開示請求は個人、法人、団体を問わず誰にでもできます。

#### ○ 開示請求の方法は？

行政文書開示請求書(開発局ホームページ、情報公開窓口で入手できます。)に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出して請求します。

また、請求は、郵送又はオンライン申請でも可能です。電子メールや FAX による請求は、認められていません。

\* オンライン申請による開示請求については、国土交通省のホームページに詳しく掲載されていますので、そちらをご覧ください。

○ 開示、不開示の決定にはどのくらい期間がかかるの？

開示、不開示の決定については、請求を受けた日の翌日から起算して、原則 30 日以内に決定し、請求者に書面又はオンラインで通知します。

○ 手数料は？

請求の際、1 件につき 300 円（オンライン申請の場合は 200 円）の手数料（開示請求手数料）が必要になります。

また、開示を実施するときにも、行政文書の種類及び数量並びに実施方法（閲覧又は写しの交付等）に応じた手数料（開示実施手数料）が必要になります。ただし、開示する行政文書が少量の場合、開示請求手数料のみで済む場合があります。詳しくは、ホームページか窓口でご確認ください。

\*「写しを希望」された場合は、情報公開窓口で直接交付を受けるほか、郵送することも可能です。郵送の場合には、別途、郵送料相当額の郵便切手が必要です。

○ その他

以下の「許認可及び道路境界確認・明示の申請」に使用する目的で、道路台帳の図面の写しが必要な場合は、道路管理者における許認可及び道路境界確認・明示業務の円滑化に資するために必要なものとして開示手続きによらず提供することができますので、ご相談下さい。

- ① 道路法第 2 4 条（道路管理者以外が行う工事の承認）
- ② 道路法第 3 2 条第 1 項及び第 3 項（道路占用及び変更の許可）
- ③ 道路法第 3 6 条第 2 項（公益事業者の占用の許可）
- ④ 道路法第 4 7 条の 2 第 1 項（特殊車両の通行の許可）
- ⑤ 道路法第 4 8 条の 5 第 1 項（自動車専用道路との連結・交差の許可）
- ⑥ 道路法第 9 1 条第 1 項及び第 2 項（道路予定区域内の許可）
- ⑦ 車両制限令第 1 2 条（特殊車両の通行の認定）
- ⑧ 共同溝法第 1 2 条第 1 項（共同溝の占用の申請）
- ⑨ 共同溝法第 1 7 条（占用の権利義務の譲渡に対する認可）
- ⑩ 電線共同溝法第 4 条（電線共同溝の占用の申請）
- ⑪ 電線共同溝法第 1 1 条（占用予定者以外の占用の許可）
- ⑫ 電線共同溝法第 1 2 条（占用変更の許可）
- ⑬ 電線共同溝法第 1 5 条第 1 項（占用の権利義務の譲渡に対する承認）
- ⑭ 道路境界確認・明示事務

その他、詳しくは、北海道開発局ホームページか北海道開発局の情報公開窓口でご確認ください。